

## 下田市狩猟免許取得補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、有害鳥獣による農作物被害、人的被害等の拡大及び有害鳥獣捕獲従事者の減少に対応するため、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許の取得等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、下田市負担金補助及交付金に関する規則(昭和31年下田市規則第28号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であって、市税を滞納していないもの
- (2) 新たに狩猟免許を取得した者。ただし、更新による取得は除く。
- (3) 市内の有害鳥獣駆除に従事することができる者

(補助対象経費)

**第3条** 補助の対象となる経費は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第39条に規定する狩猟免許の取得及び第55条に規定する狩猟者登録に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 一般社団法人静岡県猟友会が実施する狩猟免許試験予備講習会受講料
- (2) 狩猟免許試験申請手数料
- (3) 医師の診断書作成料
- (4) 狩猟者登録申請費用(狩猟者登録手数料、狩猟税、猟友会入会金等)

(補助金の額等)

**第4条** 補助金の額は、前条の経費の10分の10以内の額とし、3万円を上限とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、取得した狩猟免許の区分にかかわらず、1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、狩猟免許取得補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、狩猟免許を取得した日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 取得した狩猟免許の写し
- (2) 第3条各号に掲げる経費に係る領収書の写し
- (3) 従事可能予定区域図

(交付の決定)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、狩猟免許取得補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第7条** 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、狩猟免許取得補助金請求書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

**第8条** 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。